

第 11 章 開発審査会

都市計画法

(開発審査会)

第 78 条 第 50 条第 1 項に規定する審査請求に対する裁決その他この法律によりその権限に属させられた事項を行わせるため、都道府県及び指定都市等に、開発審査会を置く。

2 開発審査会は、委員 5 人以上をもって組織する。

3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(1) 破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上に刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 都道府県知事又は指定都市等の長は、委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。

6 都道府県知事又は指定都市等の長は、その任命に係る委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

7 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある事件については、第 50 条第 1 項に規定する審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。

8 第 2 項から前項までに定めるもののほか、開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県又は指定都市等の条例で定める。

都市計画法施行令

(開発審査会の組織及び運営に関する基準)

第 43 条 法第 78 条第 8 項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開発審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定めるものとする。

(2) 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するものとする。

(3) 開発審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理するもの。次号において同じ。）のほか、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないものとする。

(4) 開発審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

法第 50 条第 1 項に規定する審査請求に対する裁決を行うため、福島県と中核市である福島市、郡山市及びいわき市に開発審査会が置かれています。

1 開発審査会の事務

(1) 法第 50 条第 1 項に規定する審査請求に対する裁決

市長が行った処分等に対する審査請求は、福島市開発審査会で審査されます。

(2) 市街化調整区域における許可に関する議決

①法第 34 条第 14 号の規定に該当する開発行為の許可

②令第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定に該当する建築等の許可

市長が許可する案件は、福島市開発審査会で審査されます。

(3) 市街化調整区域内で地方公共団体等以外の者が行う土地区画整理事業を知事が認可する場合の同意

2 開発審査会の組織等

(1) 開発審査会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する地方公共団体の執行機関の附属機関です。

(2) 委員は、7 人とし、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政の各分野の優れた経験と知識を有する者のうちから、市長が任命します。